



体育・スポーツ における 多様な性のあり方 ガイドライン



性的指向・性自認(SOGI)に関する
理解を深めるために

はじめに

「スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究」は、当協会スポーツ医・科学委員会に設置されたプロジェクトの1つとして、2017年にスタートしました。プロジェクトでは、2年間にわたり、1万人以上のスポーツ指導者のほか、スポーツ組織や専門家の協力を得ることができました。

その結果、LGBTなどの性的指向や性自認(SOGI)に関する権利が保障されていない人々(p6「多様な性に関する用語」参照)が、自分らしくスポーツを楽しむことができなかつたり、差別や不平等を受けていることが明らかになりました。同時に、そのような現状に対し60%以上のスポーツ指導者が自分にできることを探し、知識を得たいと考えていることも明らかになりました。

このハンドブックは、選手、指導者、仲間たち、ひいてはすべてのスポーツ関係者が共に考え、行動するための参考資料となることをめざして作成されたものです。ただし、スポーツを楽しみたいと願う選手やスポーツ指導者にとっての「正解」が示されているわけではありません。それは、スポーツ指導者が常に、1人1人異なる人間である選手と向き合うときに、どこにも「正解」がないのと同じです。マニュアル通りにはいかないのです。

「答えを探し続けること」。それはスポーツの醍醐味であり、関係者の責務でもあるのかもしれません。このプロジェクトも調査研究を継続し、スポーツ指導現場の意見を反映させながら、改訂版を世に問うていきたいと考えています。

調査研究においては、この問題にあまり関心がないスポーツ指導者の割合は、約20%でした。そうした方々にも、このハンドブックを手取ることで、LGBTなどの性的指向や性自認に関する権利が保障されていない人々がスポーツにおいて抱える困難に目を向けていただきたいと考えています。なぜなら、この問題は、競技レベルに関わらず、日本国内においても海外においても、現在、スポーツが解決すべき重要な課題として認識されているからです。

この小さな冊子を手取ることから始まる私たちの行動がスポーツ界からの一歩となり、スポーツが差別や不平等のない社会に貢献できることを願っています。

2020年3月

公益財団法人日本スポーツ協会
スポーツ医・科学委員会 委員
中京大学スポーツ科学部 教授

來田 享子

目次

I 性を構成する要素	2
● 生物学的な性 ● 性自認 ● 性的指向	
多様な性に関する用語	6
II 体育・スポーツにおける性的指向・性自認(SOGI)に関する社会的動向	7
● 性的指向・性自認(SOGI)を取り巻く様々な状況	
● 社会制度の改善点と浮かび上がる問題点	
● スポーツにおける生物学的な性と性自認をめぐる問題(公平性等)	
● スポーツにおける性的指向をめぐる問題(ホモフォビア等)	
III LGBTなどの人々がスポーツ場面で抱える課題・困難	13
● スポーツ活動場面での課題・困難	
● 指導者やチームメイトの対応で困ったこと、嫌だったこと	
● スポーツ活動を諦めようと思ったこと	
● スポーツにおける性別確認検査	
IV 多様な性をめぐる競技への参加資格	17
V 対応事例・対処方法	18
● スポーツ組織ができること ～組織としての姿勢を明確にしよう～	
● 対応の原則 ～当事者の意向を把握しよう～	
● ハードの整備 ～当事者がいる前提で取り組もう～	
● 指導者やチームメイトができること① ～参加しやすい環境をつくろう～	
● 指導者やチームメイトができること② ～アウティングに注意しよう～	
VI カミングアウトを適切に受け止めるために	23
● よいサポート方法	
VII ロールモデル	26
プロジェクト研究班員および協力者一覧	28
スポーツに関わるすべての人が知っておくべき8つのこと	29

I 性を構成する要素

私たちが生活する社会では、多くの場面で性別を男女に分ける性別二元制が採用されています。スポーツにおいても、ほとんどの競技では種目が「男子」と「女子」に分けられています。スポーツは、競争を伴う身体活動です。そのため、性別によって競技の場を分けて公平性を確保してきました。スポーツにおける性別二元制は、競技のための当然の前提としてとらえられており、一般社会以上に強固なシステムとして存在しています。

しかし、人間の性がある基準で「男性」と「女性」に分けることは、実は、非常に困難なことなのです（不可能といってもよいかもしれません）。人間の性は実に多様であり、「100%の男性」「100%の女性」など存在しないともいえます。性を構成する要素も様々です。また、それぞれの要素の中でも、典型的ではない「あり方」の人たちがいます。本項では、性を構成する要素の中から「生物学的な性」「性自認」「性的指向」の3つを取り上げ、それぞれの中にも多様性があることを見ていきます。

1 生物学的な性

一般的には出生時に女性か男性かの性別が判定されています。そしてこれは、身体（内外性器の有無や形状）を基準にして判定されています。多くの人は、これが一般的とされる男性・女性の器官を持っていますが、実は誰もがそうというわけではありません。



身体的な性の特徴は外形だけに現れるわけではなく、X・Y染色体の型や性ホルモンの多少にも個人差があります。X・Y染色体の型は、一般的には女性が「XX」、男性が「XY」とされていますが、例えば、X・Y染色体が「XY」であっても、アンドロゲン受容体がない場合（アンドロゲン不応症：AIS）などで、女性に生まれ育つ人もいます。また、X・Y染色体の型もさまざま、少数ながら、「XXY」の男性、「XO」の女性などの性染色体を持つ人もいます。

これらの特徴は、医学には「性分化疾患」と呼ばれていますが、現在では「Differences of Sex Development: DSDs」、「体の性のさまざまな発達」と呼ばれるようになっています。性ホルモンも個人差が大きく、一般的には、男性には「テストステロン」（いわゆる男性ホルモン）が多く、女性には少ないのですが、男性でもテストステロンが少ない人、女性でもテストステロンの多い人がいます。また、AISの女性の場合、たとえテストステロンが多くても、テストステロンに反応するレセプター（受容体）が無い、あるいは少なく、単純にテストステロン量だけを基準にすることはできません。

スポーツ界では、過去には、女性アスリートを対象にした「性別確認検査」が行われてきました（p.16）。1966年以来、性器の存在・形状、性染色体の型、性ホルモンの多寡などを検査することによって、女子種目に参加しようとする女性が本当に女性であるのか、あるいは女子種目に参加する資格があるのかが検査されてきました。

2 性自認

性自認のあり方も性別二元制に納まらないことがあります。多くの人は、身体の性が男性であれば心の性も男性、身体の性が女性であれば心の性も女性です。しかし、生物学的な性と性自認が一致しない、いわゆる「性別不合」「性別違和」の人たちもいます。従来、「性同一性障害」という病名がつけられてきましたが、2019年、世界保健機関(WHO)は性同一性障害を疾病リストから外し(2022年から施行)、性別不合を疾病ではなく、多様な心身のあり方の一つとしてとらえ直しています。

本ガイドラインでは、戸籍上の性別と自認する性別に違和を感じる人などを「トランスジェンダー」(Transgender:「性(gender)を越境する(trans)の意」と総称します。また、

生物学的な性は男性けれども、自認する性が女性である人を「MtF」(Male to Female)あるいは「トランス女性」、逆に、生物学的な性は女性けれども、自認する性が男性である人を「FtM」(Female to Male)あるいは「トランス男性」と呼びます。

なお、生物学的な性と性自認が一致しない状態も多様であり、自認する性が「男性」「女性」だけではなく、「どちらでもない」あるいは「どちらにも揺れ動く」人たちもいます。

スポーツの世界では、生物学的な性と性自認が一致しないアスリートが、自認する性の種目で競技できるのが議論されてきました。2004年以来、性別不合のアスリートたちが自認する性の種目で競技するための条件が定められてきました(p.10, 11, 17)。現在も議論は続いており、参加条件を定めるルールも変わってきています。現在のルールでは、生物学的な性がもともとは男性で、性自認が女性である「トランス女性」が女子種目に参加するための条件は、「トランス男性」が男子種目に参加する条件よりも厳しく設定されています。

I am a ...



3 性的指向



人間は、他者との関係においても自己のアイデンティティを形成します。他者に対して強い感情、思いを伴う性的指向もその重要な要素です。男性は女性を好きになり、女性は男性を好きになる異性愛者が多数を占めますが、同性を好きになる同性愛者、両方の性を好きになる両性愛者(多性愛者、全性愛者)、また、どちらの性にも魅力を感じない無性愛者の人たちもいます。

1990年にWHOは、同性愛は治療の対象とはならないと宣言し、日本でも1994年に文部省(当時)は性に関わる問題行動(性非行)から同性愛を削除しました。

SOGIに関する権利が保障されていない人々の割合は、概ね3～8%程度*と考えられています(釜野ほか, 2019)。藤山ほか(2014)が体育・スポーツ系の関連学部在籍する大学生(約3,200人)を対象とした調査においても、2%前後の人が出生時の性と自認する性が一致していないと感じたり、6～7%の人が同性愛または両性愛者であるとの結果が出ました。これらの結果からは、十数人から30人に1人、すなわち、1クラスに1～3人は性的マイノリティであるといえます。

しかし、藤山ほか(2014)の調査では、学生たちが身近にいる存在を認識していないことも明らかになりました。特に男子学生の8割以上が自分の身近にマイノリティが「いない」と答えていました(女子学生は5割)。また、男子学生には同性愛嫌悪(ホモフォビア)が強い傾向があり、SOGIに関する知識も女子学生に比べて乏しいということも明らかになりました。これらのことから、男性のスポーツ領域では、LGBTなどの人々、特にゲイ当事者にとって居心地の悪い空間が形成されていると考えられます。こうした空間では、当事者の存在が不可視化されているうえ、カミングアウトも困難であり、自分のアイデンティティに肯定的に向き合うことがむずかしくなってしまう。

*「性的指向と性自認の人口学」=3.3%、電通ダイバーシティラボ(2018)=8.9%

多様な性に関する用語

性に関する語	Gender(ジェンダー)	社会および文化的に形成された性別。
	LGBT(エルジービーター)	Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル)、Transgender(トランスジェンダー)の頭文字を合わせた語。性的マイノリティの総称として用いられることもある。LGBTのほか、Q(クエア)、Q(クエスチョニング)を付加したLGBTQなどの語が用いられることもある。
	Queer(クエア)	性的マイノリティを包括してとらえる語。かつては侮蔑的に用いられていたが、現在では、多様なマイノリティをつなぐ語として肯定的に用いられている。
	Questioning(クエスチョニング)	自身の性自認や性的指向が定まっていない状態にある人。敢えて決めない人。
生物学的な性に関する語	DSDs (Differences of Sex Development)	体の性の様々な発達。「これが女性の身体の構造・これが男性の身体の構造」とされている固定観念とは、生まれつき一部異なる体の状態の女性・男性のこと。医学的には「性分化疾患」、一部の欧米の政治運動では「インターセックス」とも呼ばれているが、現実の当事者の人々はそのような包括用語をアイデンティティのようにされることを拒否しており、「アンドロゲン不応症」や「ターナー症候群」など身体状態を「持っている」と認識している。「両性具有・男でも女でもない性」「男女区別がつかない人」「男女両方の特徴」という誤解・偏見があるが、そのような表現は現在では侮蔑的表現とされている。
	性自認(Gender Identity)	自身がどの性別であるかの認識。
性自認に関する語	Transgender (トランスジェンダー)	出生時に与えられた性別に違和を感じる人、性自認が男女2つのカテゴリに収まらない人、社会的に期待される性役割やジェンダー表象に収まらない人などの総称。広くは、出生時に与えられた性別と反対の性自認を持ち、性別適合治療を望むTranssexual(トランスセクシュアル)を含む。
	FtM	Female to Male、自分の性を女性から男性に移行した人、または移行したい人の略称。トランス男性。
	MtF	Male to Female、自分の性を男性から女性に移行した人、または移行したい人の略称。トランス女性。
	トランスフォビア	トランスジェンダーあるいはジェンダー表象が社会の性規範に収まらない人に対する差別的あるいはネガティブな感情や態度。
性的指向に関する語	性的指向(Sexual Orientation)	人の性的関心がどの性別に魅力を感じるかの指向。
	Lesbian(レズビアン)	女性に対して魅力を感じる女性。女性同性愛者。
	Gay(ゲイ)	男性に対して魅力を感じる男性。男性同性愛者。
	Bisexual (バイセクシュアル)	男女両方に魅力を感じる人。両性愛者。
	ホモフォビア/同性愛嫌悪	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの人、あるいはそうであると思われた人に対する差別的あるいはネガティブな感情や態度。
	バイフォビア	バイセクシュアルの人、あるいはそうであると思われた人に対する差別的あるいはネガティブな感情や態度。

Ⅱ 体育・スポーツにおける性的指向・性自認(SOGI)に関する社会的動向

1 性的指向・性自認(SOGI)を取り巻く様々な状況

なぜSOGIに関する権利保護が必要なのでしょう?

歴史的に、同性愛やトランスジェンダーは精神的な疾患として差別され、あるいは隔離され、国によっては犯罪として処罰されてきました。現在でも、社会的に、また法的にも、様々な差別が残されています。例えば、世界的に見ると73カ国では同性愛行為が犯罪として処罰されています。また、同性愛者に対する差別を法的に禁止している国はまだ多くはありません。

こうした状況の中で、LGBTなどの人々は、生きていくこと、教育、労働、家族をつくることなどに、大きな困難を抱えている人が少なくありません。人間として、自由や平等の権利を保障されて生きていくために、どのようにしたらよいのでしょうか。

SOGIに関する権利保護はどう考えられていますか?

- ① 同性愛の人々の権利は、「性的指向に基づく差別」の禁止、という方法で保護することができません。例えば、OECD36カ国中、32カ国が雇用における性的指向にもとづく差別禁止法を定めており(日本を除く)、またオリンピック憲章の基本原則では、差別禁止の列挙事項の中に「性的指向」を含めています。
- ② SOGIに関する権利保護を、「ジェンダーに基づく差別」という表現で行う場合があります。「性的指向」による差別を法的に禁止していない国、例えばアメリカでは、同性婚差別をパートナーのジェンダーにもとづく差別、のようにとらえて、平等を要請しました。
- ③ 婚姻以外でも、アメリカでは、SOGIに関する権利を憲法修正第14条の保護する基本的自由としての「プライバシーの権利」によって保護し、家庭生活、婚姻やセクシュアリティは、国家が介入してはならない「基本的自由」に属する事柄と位置づけています。

国際人権法

国際法においては、国連レベルではSOGIに関する権利保護条約はまだありませんが、EU基本権憲章II-21条で「性的指向を理由とした差別を受けない権利」を定めており、EU27カ国に適用されています。また市民的及び政治的権利に関する国際規約26条「法の前の平等、差別の禁止」に関しても、規約人権委員会は、1994年Toonen v. Australiaに関する「見解」(1994年)において、「sex」差別には性的指向も含まれると解釈しました。すなわち、国際人権規約加盟国(日本も含む)は、26条の差別禁止の国内適用として性的指向による差別禁止も含めなければならないことになりました。ヨーロッパ人権裁判所は、「愛情に関わる領域において、人格の発展と完成に向けて他の人間と関係を築き維持する権利」(X v. アイスランド事件、1977年5月13日)として性的な関係を「人格に関わるプライバシーの権利」(条約8条)として保護しています。

日本におけるLGBTの法的な権利保護の状況

日本では、憲法や法律ではSOGIにもとづく差別禁止は明確には定められていません。ただ過去の判決で、SOGIに関する権利が認められた例があります。同性愛者に対する公営施設の利用制限をめぐる訴訟において、「行政当局は…少数者である同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請」されている、と判断しました(東京都青年の家訴訟、東京高裁判決1997年9月16日)。SOGIに関する権利の性質は明確ではありませんが、行政当局に同性愛者の権利擁護の義務を課したことは重要です。

労働分野における行政的な施策として、2016年に男女雇用機会均等法にもとづくセクシュアル・ハラスメント指針が改訂され、企業が講ずべき措置として、LGBTなどの人々に対するセクシュアル・ハラスメントも同指針の対象となったことは大きな変化です。これにより、企業は防止策等を義務づけられることになりました。また地方自治体としては、東京都が2018年に、オリンピック憲章の実現を旨として『東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例』を可決し、その中でLGBT差別の禁止を定めています。

平等への道

日本では、SOGIにもとづく差別を包括的に禁止する法律がないため、教育や家族、社会生活のいたるところに差別が存在します。スポーツは社会状況を反映することから、国際的な動向を踏まえ、差別禁止法の制定が望まれます。

2 社会制度の改善点と浮かび上がる問題点

性自認と生物学的な性が一致しないために違和感を抱く人の中には、自認する性に近づくために医学的処置を望む人もいます。戸籍上の性別と見た目の性別が一致している人が、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取り扱いを受けたりすることがあります。

2004(平成16)年7月に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、医師の診断を受け、一定の条件を満たす場合には、性別の取り扱いの変更の審判を受けることができるようになりました(2008(平成20)年6月の改正法によって条件を緩和)。

また、性的指向に関しても、同性愛・両性愛者の人々は、少数派であるがために、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取り扱いについては、不当であるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別は残っています。

法制度上、日本においては、戸籍上の性別が同性の人同士の間での婚姻や相続などの権利は、まだ法的には認められてはいません。ただ、それらの権利を保障するための様々な取り組みは開始されています。例えば、東京都世田谷区、渋谷区、那覇市、札幌市、福岡市等の一部の自治体が同性パートナーシップ制度を導入しています。また、企業の中には、結婚休暇、結婚祝い金を同性パートナーに認める、あるいは、忌引き休暇、世帯手当などを同性パートナーに拡大し、福利厚生において具体的な保護を実現させる事例が増えてきています。

スポーツの世界では、2015年に全面改定されたユネスコによる「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」において、人々がスポーツを実施するために欠かせない環境として、「人権侵害がないこと」を示しています。また、オリンピック憲章(オリンピックの根本原則第6項)においても「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分など」として10以上の差別の形態が明示され、差別が容認されないことが宣言されています。

しかし、こうした憲章等があっても、排除や差別の事例は国内外で発生し続けています。競争を伴う身体活動であるスポーツは、性的な差別や不平等が社会の他の分野よりも強固であり、また解消が困難であるといわれています。

3 スポーツにおける生物学的な性と性自認をめぐる問題(公平性等)

多くのスポーツは、公平性を担保する目的で「男子」と「女子」に分けて競技が行われます。そのため、生物学的な性と性自認が一致しないアスリートが自認する性の種目で競技に参加するにあたっては、公平性の観点から議論があり、これまでいくつかのルールが作られてきました。

例えば現在のオリンピックのルールでは、トランスジェンダーのアスリートが自認する性で競技をする場合、まず、自分の性自認を宣言することが必要です。そして、いったん宣言したならば、その後4年間はそれを変更することはできません。さらに、「トランス女性」が女子の種目で競技をするためには、競技に参加するまで継続して1年間、血中の「テストステロン」(いわゆる男性ホルモン)を1ℓあたり10nmol(ナノモル)以下にしなければなりません(トランス男性のアスリートにはこのような条件はありません)。

2004年から2015年までは、トランス女性であれ、トランス男性であれ、自認する性で競技をするためには次の3つの条件が課せられていました。①思春期以前に性別適合手術を受けているか、思春期以降であれば手術後2年以上が経過していること、②手術以降、検証可能な方法で適切なホルモン治療を受けていること、③新しい性が法的に承認されていること、です。しかし、性別適合手術は身体への負担がたいへん大きいだけでなく、どれほど実力や実績があっても、手術後2年間は競技ができなくなりま

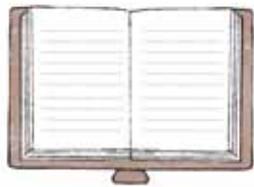
す。また、性別の変更を法的に認めていない国や地域が多くあるため、トランスジェンダーのアスリートにとっては非常に高いハードルが課せられていました。

2016年以降に採用された新しいルールによって性別適合手術などの条件が削除されたおかげで、トランス男性であるクリス・モージャー選手(米)は、アメリカのバイアスロン男子ナショナル・チームのメンバーに選ばれることができました。

しかし、一方で、トランス女性に対しては、たとえテストステロン値が基準内に抑えられていても、女子種目で競技をすることを批判されたり、あるいは誹謗・中傷にさらされることがあります。たとえば、女子総合格闘技のファロン・フォックス選手(米)は、テストステロンは基準値以下でしたが、一時、女子プロ選手としてのライセンスを停止されることがありました。また、オーストラリアン・フットボールのハンナ・マウンシー選手(豪)もテストステロン値は基準値以下でしたが、身長190cm、体重100kgの大柄な体格なため、他の女子選手とのプレーが危険であると考えられ、女子のプロ選手になれないことがありました。その後、女子ハンドボールのナショナル・チームのメンバーに選出されましたが、2019年、熊本で開催された世界選手権には出場できませんでした。

「トランス男性」に対しては参加のハードルが緩和されていますが、「トランス女性」に対しては、ルール以外にも、風評などの障害が立ちはだかっているといえます。

人は自認する性別に合うように身体を変えて生きることができる



[特例法]



行政当局は同性愛者の権利を擁護することが要請されている



4 スポーツにおける性的指向をめぐる問題(ホモフォビア等)

スポーツ領域、特に男性のスポーツ領域における同性愛嫌悪(ホモフォビア)は根深く、深刻な問題を孕んでいます。

2013年、アメリカのプロバスケットボールリーグ(NBA)のジェyson・コリンズ選手がアメリカ4大スポーツの現役選手として初めてゲイであることを公表して話題になりました。それまでは、アメリカのメジャースポーツで同性愛をカミングアウトしたアスリートは誰もいなかったのです。

競泳で5つの五輪金メダルを獲得したイアン・ソープ選手(豪)は、引退後の2014年に自らがゲイであることを明らかにしました。インタビューにおいて彼は、「オーストラリアがゲイのチャンピオンを望むかどうか、不安に思う自分がいた」とコメントしています。また彼は、何年間もうつ病で闘病し、自殺を考えたこともあったと告白しています。それほど、スポーツの世界は、同性愛者などのSOGIに関する権利が認められていない人々が精神的な負担を感じるような、居心地の悪い空間であるといえます。

2016年のリオデジャネイロ・オリンピックでは、LGBTなどであることを公表したアスリートが50人以上にのびりました(そのうち、25人がメダリストであり、さらに10人が金メダリストでした)。近年、同性愛・両性愛であることをカミングアウトするアスリートが増えてきています。

しかし、日本の現状に目を転じてみると、公認スポーツ指導者約1万人に対して行った調査によれば、72%の指導者が、身の周りに当事者が「いない・いなかった」と答えています(大勝ほか, 2019)「スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査」について)。日本においては、現在でも当事者の存在は不可視化されているといえます。

リオデジャネイロ・オリンピックでは、自らの力を発揮することができたLGBTアスリートがいましたが、来る東京オリンピックでも、またそれ以降も、スポーツに関わる人たちが性の多様性を知り、お互いを認め合い、個性・才能を存分に発揮できるようなスポーツ環境を作り上げていきたいものです。

Ⅲ LGBTなどの人々がスポーツ場面で抱える課題・困難

ここでは、LGBTなどの人々が、スポーツ場面で抱える課題や困難について、①実際のスポーツ活動場面、②指導者やチームメイトの対応、の2つの視点から取り上げます。対応のヒントを参考に、どう対応するのがよいのかを考えてみましょう。

1 スポーツ活動場面での課題・困難

困ったこと、嫌だったこと	対応のヒント
男女でユニフォームや移動着の色や形が違うこと	男女に分ける必要があるのかを考えましょう。 男女に関係なく着られるユニフォームや移動着を検討しましょう。 本人が着たいものを選択できるようにしましょう。
女性のオフィシャルスーツがスカートしかなかったこと	
グループ分けで「男子はこっち、女子はこっち」と分けられること	男女に分けて活動する必要があるのかを考えましょう。 男女が一緒に活動できる方法を検討しましょう。
練習時の更衣室がみんなと一緒に、嫌だった	だれでも使える個室を設けましょう。 指導者が使用する部屋の利用を認めましょう。
合宿の時に、希望も聞かれないまま男女で部屋割りがかされて、嫌だった	事前に本人の希望を聞く、または本人が希望を伝えることができる機会を設けましょう。申し出があった場合は、本人と話し合いながら配慮・対応の内容を決めましょう。当事者はそれぞれ置かれている環境(カミングアウトをしている範囲)が異なるため、本人の意思を尊重した個別の対応を心がけましょう。
合宿時のお風呂にみんなが入るのが、嫌だった	共同風呂の場合は時間を区切って使用しましょう。 1人用のお風呂を使用できるようにしましょう。

2 指導者やチームメイトの対応で困ったこと、嫌だったこと

困ったこと、嫌だったこと	対応のヒント
男子は「くん」、女子は「ちゃん」「さん」で呼ばれること	「くん」「ちゃん」「さん」と言う呼び分けを行わず、共通の敬称を用いましょう。本人がどう呼ばれたいかを確認しましょう。
「ゲイはキモい」「ゲイは嫌い」などと指導者が口に出しているのを聞いて、自分の存在を恨んだり、自分の存在そのものに困惑したりした	子どもたちは指導者の言葉をよく聞いています。子ども同士より、むしろ大人が使う言葉に傷つくことも多いといわれています。もし、うっかり発言してしまった時には、「ごめん、今のは言い方が悪かった」とすかさず訂正しましょう。
チームメイトがメンバーに対して、「ホモ」「おかま」「レズ」「おとこおんな」などからかっていたが、指導者はそれを注意しなかった	指導者はチームのメンバーに対して、「ホモ」「レズ」「おかま」などといった表現が侮辱となり得ることを指摘し、使用しないよう指導しましょう。また、見て見ぬふりをしないようにしましょう。子どもたちは、テレビで使用される言葉を安易に使うことがあります。指導者は、その言葉で傷つく人がいること、噂をすること自体がよくないことを伝えましょう。
指導者に相談したら、指導者が勝手にチームメイトにバラしてしまった	これは「アウトティング」といわれる行為にあたります。本人の許可なく性別情報や性的指向を暴露することは、プライバシーの侵害です。相談された指導者は、必ず本人がどうして欲しいのかを確認し、対応にあたるようにしましょう。

一橋大学アウトティング事件(東京地裁平成31(2019)年2月27日)

ゲイであることを同級生に暴露(アウトティング)された一橋大学法科大学院の大学院生が、2015年8月に校舎から転落死(自殺とみられる)、遺族が同級生と大学に損害賠償を求めた裁判がありました。遺族と同級生との間では和解が成立しましたが(2018年1月)、大学への請求は裁判により棄却されました(2019年2月)。

3 スポーツ活動を諦めようと思ったこと

諦めようと思ったこと	対応のヒント
必ず男女で分かれて競技をすること	競技場面や試合では、多くの場合男女に分かれて実施されます。レクリエーションや競技性の高くない活動の場合は、男女に分ける必要性を検討し、必要のない場合は一緒にすることも検討しましょう。
チームが必ず男女に分かれていること	指導者は多様な性があることを理解しましょう。また、本人から相談(カミングアウト)された時は、どのような相談内容なのか、今後、どうしてほしいのかなどを聞き、必ず、本人と今後の対応について話をしましょう。カミングアウトを受けた内容は秘密厳守の場合が多くあります。アウトティング行為にならないよう十分注意しましょう。
指導者の理解が少ないこと	カミングアウトは本人にとっては負担の大きなことです。カミングアウトを強制することはやめるべきですが、本人がカミングアウトをしてもよいと思える環境や雰囲気やチームが作り出すことは必要かもしれません。
チームメイトにカミングアウトすべきなのか、どうかを悩んだ	指導者は、各競技団体の取り組みや対応について情報を得ておきましょう。また、相談された時は、本人が競技を継続できるよう、協会や団体に働きかけることも必要になるでしょう。
性別変更手術をして競技を継続できるのかわからなくて悩んだ	

[参考資料]…●性はグラデーション(2015)大阪市淀川区・阿倍野区・都島区3区合同ハンドブック ●LGBT等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン(2018)国立大学法人筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアアセンダー ●セクシュアルマイノリティ学生への配慮・対応ガイド(教職員向け)第2版(2019)早稲田大学ダイバーシティ推進室

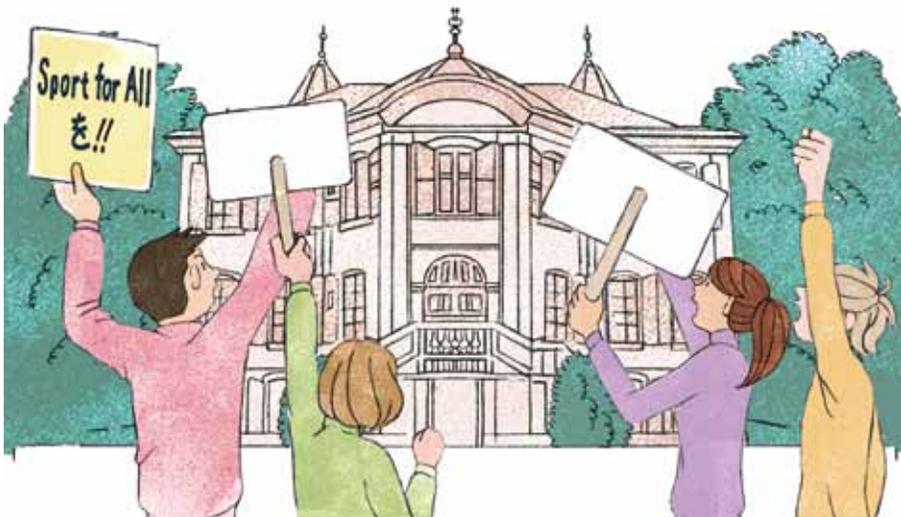
4 スポーツにおける性別確認検査

スポーツ界では、1960年代から、女性アスリートを対象にした性別確認検査が行われてきました。性器を確認する視認検査(1966～1968年)、性染色体を調べる検査(1968～2000年)、男性ホルモン(テストステロン)の量を調べる検査(2011～2015年)など、女子種目に参加しようとする女性が本当に女性であるのか、あるいは女子種目に参加する資格があるのか、様々な方法で検査されてきました。

しかし、人間の身体のあり方はさまざま、外性器のサイズや形状、染色体の構成、性ホルモンの産生量など、現実には生まれつき様々な身体の女性・男性がいます。ですが、本人には何の落ち度もないにも関わらずスポーツに参加する権利を奪われたり、プライバシーが不当に暴露されたりする事例がこれまでにいくつもありました。

2014年、インドの短距離選手であるジュディ・チャンド選手は、当時の検査によりテストステロンが多いことが判明し、競技に参加することができなくなりました。しかし、彼女は、スポーツ仲裁裁判所(CAS)に検査規定の不当性を訴え、その主張が認められた結果、当時の規定が停止されました。

しかし、2018年、世界陸連(WA)は、新たにDSDsのアスリートを対象とする参加規定(p.17下段)を制定しました。この規定が適用されることで、2020年3月現在、キャスター・セメンヤ選手(南アフリカ)など、テストステロン値の高い女性アスリートが一部の女子種目(400m～1マイルの中距離走)に参加できなくなっています。



Ⅳ 多様な性をめぐる 競技への参加資格

競技性の高いスポーツでは、性を2つに区別して実施する制度があたりまえだとされていることによって、大会への参加などに困難を抱える選手がいます。ルールの変化や現状を知り、今後のルールのあり方を考える手がかりにしましょう。

性の区別をめぐるスポーツ界のルールの変化

国際オリンピック委員会(IOC)は、2000年に女性選手の性別を確認する検査を廃止しました。その主な理由は、①医学的にはひとつの基準だけで性を明確に区別することはできないこと、②人権を侵害しないことのほうが競技の公平性を維持するよりも重視されるべきであること、という2つでした。

2004年には、IOCや世界陸連(WA)は一定の条件の下で性別を変更した選手の参加を承認するルールをつくりました。このルールは、選手自身が自認する性で自分らしく競技をするための第1歩となりました。現在、世界のルールは、選手の自分らしさを守ることと、競技の公平性を維持することの狭間で揺れ動いています。IOCやWAは下表のような参加規定を設けていますが、これにより、ありのままの自分では競技に参加できない選手の訴えも続いています。

バスケットボールでは、身長の高い選手が不公平な存在だとして競技から排除されることはありません。これと同様に、身体については、女性にも男性にも生まれつきさまざまな体の状態があるという認識、性自認についても性自認に合ったありのままの自分として競技ができる仕組みづくりが必要です。

IOCによるトランスジェンダー選手の参加規定 (2019年12月現在)	WAによるDSDs選手の参加規定 (2019年12月現在)
次の要件を満たす必要がある (1)性自認の宣言(宣言後4年間は変更不可) (2)トランス女性(MtF)選手では ①出場前最低1年間、血中テストステロンレベルが 10nmol/L 以下 ②女子カテゴリーで競技を希望する期間中を通して血中テストステロンレベルが 10nmol/L 以下であること	(1)6つの条件(①年齢、性別適合の医学的措置の②開始時期、③内容、④開始後の経過時間、⑤アンドロゲン・レベル、⑥措置後の対処とモニタリングの内容・期間・結果)について選手ごとに判断 (2)女子400mから1マイル(約1,600m)までの走種目に参加するDSDsの女性は血中テストステロンを6カ月以上継続して 5nmol/L 以下に抑制する

*DSDsの参加規定(2)の対象は性染色体「XY」を有する生来女性

V 対応事例・対処方法

1 スポーツ組織ができること ～組織としての姿勢を明確にしよう～

すでに取り組んでいる組織も少なくありませんが、SOGIIに関する相談窓口を設置することは、競技団体など組織が真っ先に取り組むべき事柄といえます。弁護士や心理カウンセラーなどの専門的知識を持った相談員が担当することが望ましいでしょう。既存のハラスメントに関する相談窓口や女性アスリートに関する相談窓口などを兼ねているケースも多くみられています。また、LGBTなどの人々に関する相談ができることを広く周知することも大切です。

次に必要なのは、指導者のSOGIIに関する知識の向上に関する取り組みです。指導者研修などの機会を通じて、情報を提供することや、組織全体としてSOGIIにもとづく差別を許さない姿勢を明確に示すことで、スポーツ界全体の意識を高める必要があります。

そして可能であれば、MtFトランスジェンダーの選手や、身体が定型的な女性とは異なる状態にあるDSDsの女性選手の競技参加についての基準作りにも取り組んでいただければと思います。競技ごとにその条件は異なると考えられますが、スポーツの場に参加したいと願う当事者がいることを前提に、公平性や危険性を含めた総合的な観点から、どのような条件であれば参加が可能になるのか、その枠組みを専門家とともに検討することが望まれます。

参考事例

研修や環境整備について

- ガバナンス研修でLGBTに関する講演を実施した(日本障がい者スポーツ協会)
- コーチングを重視した指導者向けのアップデート研修にLGBT関連の講習を組み込んだ(日本セーリング連盟)
- 事業計画の中に「LGBTに配慮した環境確保への取り組み」や「LGBTに関する研修」を明文化した(日本セーリング連盟)

アスリートの参加について

- 国際競技連盟がLGBTアスリートの参加基準を作成したので、それに準じて国内でもルールを明文化した(日本トライアスロン連合)
- MtFの選手が通称名を用いて女性として参加、他の女性選手からのアピールを受け当該選手と主催者が話し合い、女性としての競技参加を認めるが記録は参考記録として表彰の対象外とすることで合意した(日本トライアスロン連合)
- 本人の申し出に基づき、会員登録上の性別変更を実施した(全日本スキー連盟)
- MtFの選手については難しさが予測されるが、「条件をそろえる」ことを基本に対応したい(日本武術太極拳連盟)

2 対応の原則 ～当事者の意向を把握しよう～

一口にSOGIIに関する権利が認められていない人々と言っても、その困難は人により違います。私たち1人ひとりのものの見方や考え方が異なるように、当事者の価値観や希望を一くりにすることはできません。したがって、組織としても指導者としてもチームメイトとしても、当事者から相談を受けた場合、まずはどのような配慮を望んでいるのか、どこまでオープンにしてよいのかなど、ヒアリングを通じて当事者の意向をしっかりと把握することが必要です。そのうえで、対応できることを本人とともに検討し、相互に了解点を見出すことが原則となります。

「当事者とのように接すればよいのか」という声もしばしば聞かれます。また、性に関わる話なので、個人のプライバシーとも密接に関わっています。したがって、相談を受ける場合やヒアリングを行う際には、必要以上のことは尋ねないこと、本人が答えたくないことは答えなくてよいと事前に伝えておくことといった配慮が必要になります。指導者や仲間としては、LGBTなどであることをからかったり、女装や男装で笑いを取ろうとするなど、差別的・侮蔑的な言動は論外ですが、特別な対応や心構えが必要なわけではありません。1人の人間として対等に接するという、人との付き合い方としてごく当たり前のことを心掛けることが大切です。

相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ●(一社)日本スポーツ法支援・研究センター スポーツ相談室 制度的問題、法的問題に関する相談 http://jssl-src.org/?page_id=31
情報源	<ul style="list-style-type: none"> ●GID(性同一性障害)学会 専門的知識を持つ医療関係者やメンタルヘルス専門職の所属する機関などの紹介 http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/index.html
情報源	<ul style="list-style-type: none"> ●プライドハウス東京 東京オリンピック・パラリンピックを契機として、LGBTに関する情報発信やイベントなどを行うプロジェクト http://pridehouse.jp/
情報源	<ul style="list-style-type: none"> ●(特非)虹色ダイバーシティ 企業や団体を対象とした研修やコンサルティングのほか、スポーツにおけるLGBT支援に取り組む団体 http://nijiirodiversity.jp/
情報源	<ul style="list-style-type: none"> ●ネクスDSDジャパン DSDs:体の性の様々な発達(性分化疾患)を持つ人々と家族を対象としたサポート団体。DSDsを持つスポーツ選手への対応など、個別の相談にも応じている。 http://nexdsd.com

3 ハードの整備 ～当事者がいる前提で取り組もう～



スポーツ組織や大会の運営者などができるとしては、更衣室やトイレの整備があげられます。例えば、更衣室の一部にカーテンやテント、パーテーションなどを用いて個室として使えるようなスペースを設けたり、男女別の更衣室のほかに性別に関わらず使用できる更衣スペースを用意するなどの工夫が考えられます。仮設トイレを設置する場

合は、一部を性別に関わらず使用できるようにすることが望ましいでしょう。

また、事務手続きの面でいえば書類の性別欄にも工夫の余地があります。スポーツの場面では、男性／女性の性別情報が必要なケースはありますが、「本当にその性別情報は必要なのか？」という観点から、選手登録や大会への参加申し込みなどの書類を見直す必要があります。性別情報が必要な場合でも、「男性／女性」の二者択一にせず自由記述にするなどの工夫が、当事者の書きづらさを軽減することもあります。

こうしたハード面の整備は、手間と費用がかかる場合もあることから、「当事者がいるかないかわからないのに設備を用意するのは非効率的ではないか」といった意見もあります。しかし、誰が当事者かどうかは外見ではわかりません。LGBTなどの人たちが3～8%いることは明らかになっています(p.5)ので、選手のみならず、観客や大会運営に携わる人たちの中にも当事者がいることを前提として、取り組みを進めることが必要となります。

参考事例

- 毎年開催している全国大会においては、選手が必ず多目的トイレ、男子トイレ、女子トイレから選択できるよう配慮している(日本武術太極拳連盟)
- 仮設テントで男女別の更衣室を用意しているが、それぞれの中に個人スペースを設け、周囲に人がいる中で着替えることが苦手の選手や授乳などに対応できるようにした(日本トライアスロン連合)
- 全国に26カ所ある「障害者スポーツセンター」は、基本的には家族更衣室や多目的トイレなどが整備されている(日本障がい者スポーツ協会)

4 指導者やチームメイトができること① ～参加しやすい環境をつくろう～

現場で活動する指導者やチームメイトには、何よりも当事者が参加しやすい環境を作ることが求められます。そのためには、SOGIに関する知識や情報を得て、理解を深めることが必要です。そのうえで、スポーツ組織の対応と同様に、その場に当事者がいることを前提として活動することが求められます。たとえば、指導の際に性別を決めたような言動をしないように気をつけたり、練習グループを不用意に男女で分けられないなどの配慮が考えられます。

また、トランスジェンダーやDSDsについては、当事者の「性自認」を尊重することが大切です。相談を受けた場合は本人の希望を聞き取り、外見や生物学的な性別よりも、本人の意向を一番に尊重してください。

ホモフォビアを許さない姿勢を指導者やチームメイトが明確にすることも、当事者の参加には重要です。性別を問わず、「性的指向」を理由にスポーツの場から排除されることがないようにすべきですが、特にゲイ男性の場合は排除されがちだけでなく、攻撃の対象になるケースもあり、よりリスクが高いとされています。したがって、当事者が安心してスポーツを行うためには、周囲がフォビアを許さない姿勢を示す必要があるといえます。

Q&A こんな時どうする？

Q 試合中、相手チームからLGBTを嘲笑するヤジが聞こえてきた

A 差別的な言動があったことを審判や相手チームの指導者に伝え、注意を促してください。どのような状況でも、LGBTなどの人々に対するフォビアを許さない姿勢を明確にすることで、当事者の安心とともにスポーツ界全体の環境を変えることにつながります。



5 指導者やチームメイトができること② ～アウティングに注意しよう～

当事者の困っていることや対応して欲しいニーズなどは、一人ひとり異なります。したがって、指導者やチームメイトとして相談やカミングアウトを受けた場合は、まず当事者の話を聞き、何に困っているのかということと、「何を」「誰が」「どのように・どの程度まで」対応して欲しいのかについて、具体的に把握してください。そのうえで、可能な対応について、当事者と一緒に検討していくことが大切です。

この際、最も気をつけなければならないのが「アウティング」をしないことです。「カミングアウトをした」という事実そのものや、その内容について、本人の同意がないまま他の人に伝えることは、決してしないでください。チームの関係者に対しても同様です。当事者のニーズに対応するにあたって、第三者に情報を伝えなければならないケースもありますが、その場合は本人にそのことを伝え、「誰に」「どの程度まで」話してよいのかを必ず確認してください。

相談やカミングアウトを受けた人がすべてを解決しなければならないわけではありません。1人で背負い込まずに、競技団体の相談窓口や本ハンドブックに掲載されている相談先などに相談してみるのもよいでしょう。ただし、身近な人に相談する場合には、アウティングに十分な配慮が必要です。

Q&A こんな時どうする？

Q 相談やカミングアウトを受けたら…

A 以下の順番で対処しましょう

- ①最後まで話を聞こう
- ②「話してくれてありがとう」を伝えよう
- ③ニーズを聞いて、一緒に考えよう
- ④情報の共有範囲を確認しよう
- ⑤(可能であれば)専門家や情報源を紹介しよう

相談してくれてありがとう。
もちろん、プライバシーは守るよ。



VI カミングアウトを適切に 受け止めるために

一般的に、カミングアウトは本人にとって非常に負担の大きいものです。また、カミングアウトを受けた側もどう対応すればよいか迷うことも多くあります。あなた自身の整理のためにも、当事者に何度も聞くことがないようにするためにも、内容を整理しておくことは有用です。その一つとして、以下の内容を参考にしてください。

1	カミングアウトの内容	<input type="checkbox"/> 性的指向(どういう性愛するか) <input type="checkbox"/> 社会的な性の表現(服装など) <input type="checkbox"/> 身体的特質 <input type="checkbox"/> 悩みごと	<input type="checkbox"/> 性自認(自分はどういう性か) <input type="checkbox"/> 恋愛指向(どういう性に心ときめくか) <input type="checkbox"/> 精神的特質 <input type="checkbox"/> その他
2	カミングアウトの際に要望されたこと	<input type="checkbox"/> ただ聞いて欲しい <input type="checkbox"/> 私をよく知って欲しい <input type="checkbox"/> 肯定的なアドバイスが欲しい <input type="checkbox"/> わからないことを質問して欲しい <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 自分の状況を理解して欲しい <input type="checkbox"/> 感想を教えて欲しい <input type="checkbox"/> 否定的であっても何でも言って欲しい <input type="checkbox"/> 特に何も言われなかった
3	カミングアウト後について要望された対応	<input type="checkbox"/> 特に何も必要ない <input type="checkbox"/> 今までどおり接して欲しい <input type="checkbox"/> 困っていることをやめて欲しい(何を? →) <input type="checkbox"/> 専門家などを紹介して欲しい <input type="checkbox"/> 他の人へのカミングアウトに協力して欲しい <input type="checkbox"/> 支援して欲しい(何を? →) <input type="checkbox"/> 特に何も言われなかった <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 受け止めてくれればよい
4	本人の求める情報のコントロール	<input type="checkbox"/> 他の人には絶対に言わないで欲しい <input type="checkbox"/> 他の人にはできるだけ言わないで欲しい <input type="checkbox"/> 必要なら他の人に言っても構わない(どこまで? →) <input type="checkbox"/> 他の人にも知らせて欲しい <input type="checkbox"/> その他	

[参考資料]…●国立大学法人筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター「CARIO-NEXT L-81「カミングアウトされたときシート」(https://diversity.tsukuba.ac.jp/?page_id=9492)

よいサポート方法

*GLSENの「セーフ・スペース・キット」(2016年、アメリカ)より抜粋、和訳

生徒・学生があなたにLGBTなどであることをカミングアウトしたときの留意点

- 生徒・学生が求めるサポートをしてあげましょう。しかし生徒・学生が助けを必要としているとは限りません。
- 受け入れのロールモデルになりましょう。➡あなたがSOGIIに関する権利を大切にしており、同性愛嫌悪やトランスフォビアを許さないと示すことによって、その生徒・学生は、あなたを協力的な教育者とみなします。
- 打ち明けてくれた生徒・学生の勇気を認めましょう。
- たくさん話を聞いてあげましょう。
- 生徒・学生との会話は秘密事項です。プライバシーを尊重し相談なく第三者と情報を共有しないことを保証しましょう。
- 生徒・学生への理解や受け入れ、思いやりを示す質問をしてあげましょう。

質問例

- 自分のことについて他の人に言ったことがありますか？
- 学校(職場・現場)は安全だと感じていますか？
- あなたの人生で支えてくれる大人はいますか？
- 何かのサポートが必要ですか？
- 私は、知らずにこれまでにあなたを怒らせましたか？

- あなたに打ち明けた生徒・学生は、カミングアウトする前も後も同じ人であることを忘れないでください。➡もしあなたがショックを受けたとしても、生徒・学生の見方や扱い方を変えないようにしてください。
- 性別や性的指向に関する古い固定的な考えに従わないようにしてください。
- あなたが答えられない質問がある場合は、カウンセラーやホットラインなどに紹介する準備をしてください。

トランスジェンダーの生徒・学生への追加留意事項

- 性のアイデンティティや表現を生徒・学生に確認してください。➡生徒・学生が伝えた性別や個人が要求する代名詞や名前を使いましょう。例えば生徒・学生が「女性」であると言った場合は「彼女」と呼びます。または性別を問わない言葉を使用します。
- 性自認と性的指向は別であることを忘れないでください。

生徒・学生があなたにカミングアウトしたとき生徒・学生に言うてはいけないこと

- 「私は知ってた！」 ➡あなたが固定観念に基づいて生徒・学生を仮定していたことになります。
- 「それは確かですか？」「混乱してるだけだ」「ほんの一過性にすぎない」
- 男性に「まだあなたにふさわしい女性を見つけていない」と言い、女性に「ふさわしい男性が見つかっていない」と言う。➡これは全員が男性は女性を、女性は男性を好きにならなければならないという決めつけをすることになります。
- 「このことは誰にも言うてはなりません」 ➡左記は、LGBTなどであることを隠す必要があることを意味します。
- 「同性愛者のはずがない。これまで異性の人と付き合っていましたよね」

LGBTなどの人々を傷つけるようなふるまいを目撃したときの対処方法

- ふるまいをあげて注意してください。➡例:「私はあなたがホモという言葉を使っているのを聞きました。それは軽蔑的であり、(このクラスでは)受け付けられません」
- ふるまいを止めた後に必ず教育をしてください。➡教育する際、個人的に行うか、公的に行うかは適宜決定してください。
- 中傷の対象となった生徒・学生をサポートします。➡生徒・学生が追加のサポートを要求する場合にのみ、生徒・学生がカウンセラーと面会することを提案します。
- 中傷を行った生徒・学生に責任を持たせませす。➡学校の方針に基づき、あらゆる種類の悪口や、いじめ、嫌がらせに対して処分が均等に適用されるようにしてください。

生徒・学生の味方であるためにすべきこと、してはいけないこと

- 話を聞くこと ➡SOGIIに関する権利が保障されていない状況にある生徒・学生は、自分自身を表現することに不安を感じています。
- 機密性を尊重すること ➡他の人に知らせることは、生徒・学生にとって安全でない環境を作り出す可能性があります。
- 生徒・学生の助けになること ➡効果的な味方は、いつ、どのように生徒・学生を外部支援に紹介するかも知っています
- あなたにも偏見があることを意識すること
- すべてに答えがあると思わないこと ➡解決方法がわからない場合は、答えを見つけようとすることを生徒・学生に知らせてください。
- 非現実的な約束はしないこと ➡生徒・学生との信頼関係を損なう可能性があります。
- 性別や性的指向に関する古い固定的な考えを持ち続けられないこと ➡生徒・学生が何を必要としているかを思い込まないことも重要です。常に生徒・学生の声に耳を傾け、どのように支援できるか尋ねてください。

Ⅶ ロールモデル

女と男の歴史的テニスマッチを描いた感動のスポーツドラマ

『バトル・オブ・ザ・セクシーズ』

■製作:2017年/アメリカ、イギリス
 ■監督:ジョナサン・デイトン、バリー・ファリス
 ■上映時間:122分

【あらすじ】女子の優勝賞金が男子の1/8だと知った全米女子テニスチャンピオンのビリー・ジーン・キングは、同様の選手たちと“女子テニス協会”を立ち上げた。時は1973年、男女平等を訴える運動があちこちで起こっていた。そんな中、元男子世界チャンピオンのボビー・リッグスが男性優位主義の代表としてビリー・ジーンに挑戦状を叩きつける。一方、夫であるラリーを愛するビリー・ジーンは、ある女性に惹かれる自分に戸惑うものの、彼女へのときめきにあらがうこともできなかった。同性愛がまだ認知されていなかった時代を生きた女性の姿に注目したい。

[参考]…<https://www.foxmovies-jp.com/battleofthesexes/>
 *画像使用<https://movies.yahoo.co.jp/movie/363665/>



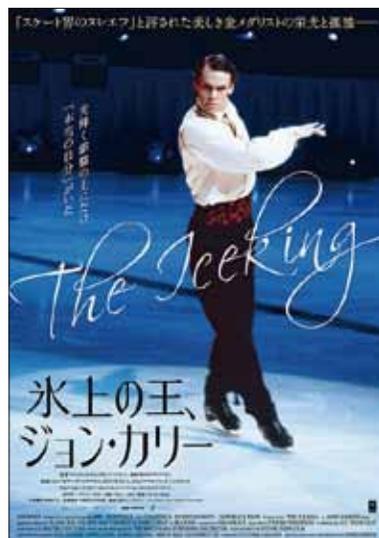
栄光と孤独の日々を描いたドキュメンタリー映画

『氷上の王、ジョン・カリー』

■製作:2018年/イギリス
 ■監督:ジェームス・エルスキン
 ■上映時間:89分

【あらすじ】アイススケートをメジャースポーツへと押し上げ、さらに芸術の領域にまで昇華させた伝説のイギリス人スケーターであるジョン・カリーのドキュメンタリー。彼は1976年インスブルック冬季五輪で金メダルを獲得するが、マスコミが真っ先に伝えたのは、表に出るはずのなかった彼のセクシュアリティだった。同性愛が差別されていた時代に、ゲイであることが公表されてしまったメダリストの存在は、世界中を驚かせ論争を巻き起こす。時代に翻弄され不当な扱いを受けながらも、屈することなく高みをめざし、人を遠ざけながらも愛に飢え、滑り、踊り続けたアスリートの物語。

[参考]…<https://www.uplink.co.jp/iceking/#intro>



東京国際レズビアン&ゲイ映画祭グランプリ受賞作品

『カランコエの花』

■製作:2016年/日本 ■脚本・監督・編集:中川駿 ■上映時間:39分

【あらすじ】「うちのクラスにLGBTの人がいるんじゃないか？」とある高校2年生のクラス。ある日唐突に『LGBTについて』の授業が行われた。しかし他のクラスではその授業は行われておらず、生徒らの日常に波紋が広がっていく。思春期ならではの心の葛藤が起こした行動とは…?

[引用]…<https://kalanchoe-no-hana.com/>



家族の絆や葛藤を描いたヒューマンドラマ

『アバウト・レイ 16歳の決断』

■製作:2015年/アメリカ ■監督:ゲイビー・デラル ■上映時間:92分

【あらすじ】トランスジェンダーで16歳のレイは、身も心も男性として生きていくことを母親に告げる。突然の告白に動揺を隠しきれない母親であったが、すでにレズビアンであることをカミングアウトしている祖母はレイの決断をひそかに応援していた。努力を重ね、少しずつ自分らしく生きようとするレイとその家族を描いた物語。

*画像使用<https://movies.yahoo.co.jp/movie/354470/>



「性の違和感」をテーマに描かれたバスケットボール漫画

『ECHOES』

■作:歩/宝島社 ■発売:2016年12月10日

【あらすじ】女子バスケットボール部所属の五十嵐青(いがらしせい)は、卓越したバスケットセンスを持ちながらもチームから浮いている無愛想な少女、飛鳥のことが気になる。全国大会をめざす中、次第に絆を深めていく2人だが、青はだれにも話すことができない、ある感情を抱えていた。青が抱く想いは、友情なのかあこがれなのか、それとも……。

[参考]…<http://konomanga.jp/manga/echoes>



プライドハウス東京が制作したハンドブック

『スポーツフォーエブリワン』

【内容】オリンピック・パラリンピック開催に合わせ、LGBTとスポーツに関する期間限定の情報発信施設を運営するプライドハウス東京が制作。スポーツに関わる全ての人々が知るべきLGBTに関する基礎知識、LGBTがスポーツをする上で直面する困難、LGBTも含む全ての人々がスポーツを楽しむことができる環境づくりのためのヒントを紹介。

<http://pridehouse.jp/handbook/>



人権団体「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」による報告書

『出る杭は打たれる 日本の学校におけるLGBT生徒へのいじめと排除』

■Copyright © 2016 Human Rights Watch All rights reserved. ■Printed in the United States of America
 ■ISBN: 978-1-6231-3348-1 Cover design by Rafael Jimenez

本報告書内の漫画は、ヒューマン・ライツ・ウォッチがインタビューした方々が、ご自身の経験を自らの言葉で語ってくださったお話に基づいている。いくつかのシーンでは、ストーリー展開に必要な文章が追加されている。

© 2016 歌川たじ [引用]…https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/japan0516_japanesemanga_web.pdf

体育・スポーツにおける 多様な性のあり方ガイドライン

～性的指向・性自認(SOGI)に関する理解を深めるために～

作成ワーキンググループ

「スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究」

- 〈班長〉 來田 享子 中京大学 スポーツ科学部 教授 (監修, p.17)
〈班員〉 大勝 志津穂 愛知東邦大学 人間健康学部 教授 (p.13-15, 23, 29)
高峰 修 明治大学 政治経済学部 教授 (監修)
建石 真公子 法政大学 法学部 教授 (p.7-8)
田原 淳子 国士舘大学 体育学部 教授 (監修)
藤山 新 首都大学東京 ダイバーシティ推進室 特任研究員 (p.18-22)
松宮 智生 清和大学 法学部 准教授 (p.2-6, 9-12, 16)
伊東 佳那子 中京大学 スポーツミュージアム 学芸員 (p.24-27)
〈事務局〉 石塚 創也 公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ科学研究室 研究員

作成協力

- 松中 権 認定非営利活動法人グッド・エイジング・エールズ / プライドハウス東京代表
村木 真紀 特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ / プライドハウス東京
ヨヘイル ネクスDSDジャパン主宰 / 日本性分化疾患患者家族会連絡会代表

イラスト

moriuo

- 発行日 2020年2月29日(第1版)
2020年6月15日(第2版)
- 発行 公益財団法人日本スポーツ協会
- 問い合わせ先 公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ科学研究室
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
URL : <http://www.japan-sports.or.jp/>
E-mail : spolab@japan-sports.or.jp
- 制作 日本文化出版株式会社
- 印刷 図書印刷株式会社



本誌PDF版は
こちらからダウンロード
できます

スポーツに関わるすべての人が 知っておくべき8つのこと

- 1 性には多様性があることを知る
- 2 性の多様性を尊重する
- 3 LGBTや性の多様性に関する正しい知識や情報を
自ら得る努力をする
- 4 指導者自身がジェンダー・性自認・性的指向に関する
考え方・発言に自省的である
- 5 本人が「どうして欲しいのか」の希望を聞き、
それを尊重する
- 6 アスリート自身が相談できる場所や情報を
提供できるようにしておく
- 7 カミングアウトを受けた場合には、自分自身の
判断だけで行動を起こさず、本人の意向を聞く。
アウティングになることもあるので注意する
- 8 相談を受けた場合に、病院に行くことや
診断書の提出を安易に求めない